

質問事項に対する回答書

(件名)日本海東北自動車道 中島高架橋耐震補強工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	4月8日	土木工事積算基準	2-28	6 6-1	本工事の間接工事費算定の適用工種区分は、「修繕－橋梁下部工」でよろしいでしょうか。	土木工事積算基準(令和3年度版)第2編「6.関接工事費算定の適用工種区分」に基づいて必要な費用を算出してください。
2	4月8日	設計図	(2/10) 鳥屋野橋	図番3/59	a部詳細図に記載されている「シール材」は、単価表におけるどの項目に計上されているのでしょうかご教示ください。	単価項目の「8-(1) コンクリートA1-5」に計上してください。
3	4月8日	特記仕様書	5～6	6-2	冬季休止期間の表の摘要欄に「高速道路の交通規制を伴う工事」とありますが、それ以外についてはこの期間も作業を行うことは可能であるという解釈でよろしいでしょうか。	その通りです。
4	4月8日	特記仕様書	6	6-6	規制可能時間帯の考え方ですが、規制の開始から規制の解除までの時間、または規制完了後の作業開始時間から作業終了時間のどちらをさすのでしょうか。	特記仕様書22-10-1「種別」に記載のとおりです。